

ご利用者の介護度		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5				
居室の形態		個	室	2～4人部屋	個	室	2～4人部屋	個	室	2～4人部屋	個	室	2～4人部屋	
基本的に係る費用	・ サービス利用料金 (日/単位)	603		672		745		815		884				
	・ サービス提供体制強化加算Ⅰ (日/単位) 注 1	22												
	・ 夜勤職員配置加算 (日/単位)	13												
	・ 短期生活看護体制加算Ⅰ (日/単位)	4												
	・ 生産性向上推進体制加算Ⅱ (月/単位)	10												
	・ 介護職員処遇改善加算 (単位) 注 2	90		99		109		119		129				
	合 計 単 位	732		771		854		934		1013				
	上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.17円）：（円）	1割負担額	744		784		868		949		1,030			
		2割負担額	1,488		1,568		1,737		1,899		2,060			
		3割負担額	2,233		2,352		2,605		2,849		3,090			
	・ 居室に係る自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）	個 室 1,231 / 2～4人部屋 915											
		・ 第3段階①・②	個 室 880 / 2～4人部屋 430											
		・ 第2段階	個 室 480 / 2～4人部屋 430											
		・ 第1段階	個 室 380 / 2～4人部屋 0											
	・ 食費に係る自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）	1,500											
		・ 第3段階②	1,300											
		・ 第3段階①	1,000											
		・ 第2段階	600											
		・ 第1段階	300											
		居室の形態	個	室	2～4人部屋	個	室	2～4人部屋	個	室	2～4人部屋	個	室	2～4人部屋
	・ 1日あたりに係る費用（円）	・ 第4段階（標準）	3,475		3,159		3,515		3,199		3,599		3,283	
		・ 第4段階（2割負担）	4,219		3,903		4,299		3,983		4,468		4,152	
		・ 第4段階（3割負担）	4,964		4,648		5,083		4,767		5,336		5,020	
		・ 第3段階②	2,924		2,474		2,964		2,514		3,048		2,598	
	《基本的費用の概算》	・ 第3段階①	2,624		2,174		2,664		1,214		2,748		1,298	
		・ 第2段階	1,824		1,774		1,264		1,214		1,348		1,298	
		・ 第1段階	1,424		1,044		1,464		1,084		1,548		1,168	
		・ 第1段階	1,424		1,044		1,464		1,084		1,548		1,168	
当に 係る 場 合 の 費 用 該	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき。1食ごとに算定。												
	・ 送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行ったとき。												
	※緊急短期入所受入加算 (単位)	居室の介護支援専門員が必要と認めたものに対し、居室サービス計画にない短期入所介護を緊急に行ったとき。												
	※看取り連携体制加算 (単位)	短期生活介護事業所の看護職員又は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により24時間連絡できる体制を確保												

1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
		個	室	2～4人部屋	個	室	2～4人部屋	個	室	2～4人部屋	個
自己負担額（円）注 4	介護保険で利用できる最大日数（日）	27		28		30		30		30	
	・ 第 4 段階（標準）	125, 749	116, 269	118, 020	108, 540	109, 209	99, 729	111, 644	102, 164	114, 044	104, 564
	・ 第 4 段階（2 割負担）	148, 090	138, 610	142, 762	133, 282	136, 489	127, 009	141, 359	131, 879	146, 159	136, 679
	・ 第 4 段階（3 割負担）	170, 432	160, 952	167, 503	158, 023	163, 769	154, 289	171, 074	161, 594	178, 274	168, 794
	・ 第 3 段階②	109, 219	95, 719	101, 490	87, 990	92, 679	79, 179	95, 114	81, 614	97, 514	84, 014
	・ 第 3 段階①	100, 219	86, 719	92, 490	78, 990	83, 679	70, 179	86, 114	72, 614	88, 514	75, 014
	・ 第 2 段階	76, 219	74, 719	68, 490	66, 990	59, 679	58, 179	62, 114	60, 614	64, 514	63, 014
	・ 第 1 段階	64, 219	52, 819	56, 490	45, 090	47, 679	36, 279	50, 114	38, 714	52, 514	41, 114

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。

注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 14／1,00を乗じます。

- ※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
- ※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。
- ※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- ※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください（要介護1、要介護2のみ、超過分も含む）。

ご利用者の介護度		要支援 1		要支援 2	
基本的に係る費用	・ サービス利用料金 (日/単位)	451		561	
	・ サービス提供体制強化加算 I (日/単位) 注 1	22			
	・ 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) (月/単位)	10			
	・ 介護職員処遇改善加算 (単位) 注 2	66		82	
	合 計 単 位	539		665	
	上記、合計単位を自己負担額に換算 (1単位は10.17円)：(円)	1 割負担額	548		676
		2 割負担額	1, 096		1, 352
		3 割負担額	1, 644		2, 028
	・ 居室に係る自己負担額 (円)	・ 第 4 段階 (標準)	個 室 1, 231	／ 2～4人部屋	915
		・ 第 3 段階①・②	個 室 880	／ 2～4人部屋	430
		・ 第 2 段階	個 室 480	／ 2～4人部屋	430
		・ 第 1 段階	個 室 380	／ 2～4人部屋	0
	・ 食費に係る自己負担額 (円)	・ 第 4 段階 (標準)	1, 500		
		・ 第 3 段階②	1, 300		
		・ 第 3 段階①	1, 000		
		・ 第 2 段階	600		
		・ 第 1 段階	300		
	・ 1 日あたりに係る費用 (円) 《基本的費用の概算》注 4	居室の形態	個 室	2～4人部屋	個 室 2～4人部屋
		・ 第 4 段階 (標準)	3, 279	2, 963	3, 407 3, 091
		・ 第 4 段階 (2 割負担)	3, 827	3, 511	4, 083 3, 767
		・ 第 4 段階 (3 割負担)	4, 375	4, 059	4, 759 4, 443
		・ 第 3 段階②	2, 728	2, 278	2, 856 2, 406
		・ 第 3 段階①	2, 428	1, 978	2, 556 2, 106
		・ 第 2 段階	1, 628	1, 578	1, 756 1, 706
		・ 第 1 段階	1, 228	848	1, 356 976
該に係る費用合	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき。1食ごとに算定。	8		
	・ 送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行ったとき。	184		

注 1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。

注 2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 14／1,00を乗じます。

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください。

◎ その他 上記以外に別途、日用品、理容代、医療費等がかかります。